



様式第1号

平成27年10月6日

再苦情申立書

福島県教育委員会委員長様

再苦情申立者

住所 東京都文京区本郷3丁目25-13
 グランフォークス本郷7階

氏名 中村・山本堀・永山アーキテクツ
 代表者 中村 勉



申立対象工事	「双葉郡中高一貫校整備事業（福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校（仮称）基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル」（平成27年7月8日公告）
申立事項	<p>審査が不適切であったと考えられるため、審査は無効であり、委託契約は白紙である。</p> <p>ふたば未来学園のプロポーザルコンペの結果が9月7日に発表され、地元連合の辺見・阿部設計共同体が最優秀と特定され、その審査講評が9月18日に公表された。</p> <p>この審査結果は、本プロポーザル公示で教育庁当局が心配をしていた、設計・施工の合理的で確実な実施計画という、大きく、重要な課題に答えを示せず、コスト面、工期面において危機管理の希薄な審査結果であったと言わざるをえない。今後の短い設計期間での実施及び、施工期間、コスト管理のあまい状況が露呈された。</p> <p>この審査結果は新国立競技場コンペの審査と同様、現実を直視せず、期待を大幅に膨らませた大アマの評価であり、県知事及び県議会において責任の所在が追及されてしかるべき結果であると考えている。</p>

申立の根拠

1. 審査が不適切であったと考えられる3つの理由

- ①プロポーザル募集要領違反（求められた要求に答えていない案が最優秀になった。）
- ②審査の不備、越権行為、副委員長の不在など審査が妥当でなかった。
- ③工程等に対する提案がなされていない（？）こと

2. 審査が不適切であったと考える3つの理由の根拠

①プロポーザル募集要領違反

募集要領 p3「福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校(仮称)基本計画」を基本とし、提案課題は(1)～(5)、(6)及び(7)とし、審査においては全ての項目について提案内容を評価します」に関し、提案内容が不備であることの違反がある。

基本計画 p14～19 整備構想のうち建築床面積及び各室活動内容

- ・ 外部施設：グラウンド（野球場、陸上トラック）14,228 m²、テニスコート 528 m²、駐車場 750 m²、駐輪場 250 m²、プール 527 m² 合計 16,283 m²
- ・ 校舎：18,753 m²、体育館：(2,332 m²、2,105 m²、4,072 m²)、部室：236 m²、屋内運動場：900 m²、温室：385 m² 合計 31,115 m²

(5) 合理的かつ現実的な施設整備の考え方

(6) 業務実施体制の提案（定められた設計期間内で要求された性能を確実に実現するための合理的な設計業務体制の提案）

(7) 迅速かつ円滑な施設整備を実現する施工に関する提案

違反項目

1. 校舎面積に関しては、最優秀案は約1/3の面積の校舎約6,000 m²しかない計画案を提案。基本計画にある要求条件を無視しており、提案書が「p6. 14 プロポーザル提案書の無効 (4) プロポーザルの提案書の作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない場合」に該当する。従って最優秀案の提案書は無効である。
2. (5) (6) (7) に関しては、最優秀案は全く回答を提案していない。これは提案書の記載履行を十分にしていないものとして、提案書を受け付けるときにチェックされ、受付を断るべきものではないか。
3. 面積を3倍に増やすことによって、最優秀案はその考え方を保持したまま実際の計画を行うことは不可能である。従って、最優秀案は、現実的な案を以ってプロポーザルの要求に応えなければならない要求条件に違反している。

※注：作成要領「p7、21 その他(1)プロポーザル提案書に基づく設計業務が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある」。最優秀案の木造2階建て校舎という提案、要求面積の1/3しかない提案面積、及び3階建て等と変更せざるを得ない状況では木造はあきらめなくてはならず、この提案に基づく設計業務が履行出来ないことは明白であり、成績評定の減点などにより、委託契約そのものが違反となる。

※注：木造2階建であることの非現実性

⇒⇒新聞記事から推察するに、幅12m×長さ150mの1層1,800㎡程度の校舎が最優秀案の基本的な考え方である。これが2層×2棟であった場合、1800㎡×2層×2棟=7200㎡程度しか校舎の面積が存在しないことがわかる。(審査講評でこの点は指摘されている。)従って最優秀案のECCを保持すると2階建は不可能であり、要求の18,000㎡を実現させようとする6階建てとする必要がある。

②審査の不備、越権行為、副委員長不在など審査が妥当でなかった。

②-1：各評価の積み上げが結果に反映されていない審査の不備。

①の他に、講評等から読み取れる、最優秀案と次点案の評価をまとめる。

(表：優秀案及び次点案に対する講評まとめ)

	最優秀案	次点案
一次審査評価	4点、3位	7点全員評価 一位
二次審査	長澤副委員長の評価無視??	長澤副委員長の評価無視し、6委員で評価
要求仕様に対する提案	× 要求面積の大幅な不足	○ 完成度は高い
施工工期・工程の確実性	× 検討されていない	○ 4つの工区が並行施工可能、工期守るための構法提案
コストの確実性	× 検討されていない	○ コスト守るための構法提案
並行設計の実現性	△ 13の小規模設計事務所 (そのうち2事務所は1,000㎡以上の実績あり)、その他は不明。	○ 3つの意匠事務所(そのうち2事務所は過去に同規模(25,000㎡)の設計実績がある)で意思の疎通を速やかにする。
採用構造の現実性	○ 木造を採用 ただし木造を採用した時の法的、経済的な検討がなされていない。	○ 鉄骨造を採用 RC造との比較を行い、コストと工期を検討し、共に確実な構法を提案
主提案	◎ ECC(東西向きの木造校舎の間の中庭空間。敷地外のテニスコート、小学校、街の施設を連携するという意味で、具体的・空間的な連結方法は不可能) ・個性的で魅力的という評価、魅力の内容に疑問。具体的に成立しない危険性。	○ スパイン空間の発表・交流の場を提案。但し、スケール感に疑問が残る ○ 学年ブロックのオープンエアハウスでの生徒の家を提案。
新しい教育への貢献	○ 柔軟性を感じる 検討が不完全であることを柔軟性と評価	× 完成度が高いため、先生方との議論の幅が小さいとマイナス評価?? ・設計期間の最初の3ヶ月を、当案をたたき台として議論。プログラムを検討。

			<ul style="list-style-type: none"> ・新しい教育方式は先生方の役割。設計者はそれを可能とする空間を提示する役割。
	<p>地元との連携</p>	<p>◎地元の力で復興をと訴える情緒的で政治的なプレゼンを高く評価。 ×13社の小事務所の地元連合という、寄せ集め体制で、「この設計を間に合わせることができるのか疑問である」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○総括者は浜通り復興計画提案者として復興に貢献 ○地元大手設計者とのJV、工事業者も地元が可能な4工区に分割可能提案 ○地元4社を交えた14グループ51人の設計チームを組織済み、確実性評価
<p>上記の結果から、次点案の評価が圧倒的に高いことが客観的にもわかる。最優秀案で唯一評価の高いECC空間は、現実的な空間ではなく、抽象的・概念的な空間であり、またそれを構成する木造校舎部分は前述までの理由から成り立たない危険性がある。高く評価されている考え方は、技術的な裏付けがなければ絵に描いた餅と言わざるを得ない。</p>			
<p>②-2：審査員の越権行為</p> <p>同時に建築物を完成させるために存在する多くの要素の中で、不都合な部分のみを改善すればよいという大学の設計製図の講評のような安易な審査であり、プロによる、実現可能な技術を競うプロポーザルコンペの審査とはいえない。まして審査員側からここをこう直したらという指導的アイデアを与え、それを加えて評価するという越権行為はあってはならない。提案書に書かれている事物を客観的に比較検討し、優劣を評価するのが審査である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最優秀案は2階建て木造の校舎を中心とされている。これでは要求面積が大幅に不足すると審査員団は判断し、「2階建を一部3階建ても出てくるかもしれない」と越権行為で指導をすることまで行い、本来なら客観的比較評価をすべき審査のルールを曲げている。 ・木造学校は文科省の統計でもコスト高である。審査員団は、その危惧を抑えるように、「木造の低層をうまくさばればコスト的にも優位に働くはず」とまで何の根拠もなくかばう意見を添えている。審査員団が提案書に書かれていないことをプラス側に評価することは審査員違反であり、審査員団の越権行為であり、コストが高くなってしまった場合の責任問題となる。 <p>②-3 そして、地元の力で復興をと訴える情緒的で政治的なプレゼンを高く評価し、一方で13社の小事務所の地元連合という、いつもはライバル関係にある事務所を寄せ集めた体制で、審査員講評では「この設計を間に合わせることができるのか疑問である」とマイナス評価をしている。</p> <p>②-4 副審査委員長の意志が反映されていないため二次審査は無効である。</p> <p>学校計画の副審査委員長である長澤悟先生が8月31日のヒアリングを欠席された。あらかじめ決まっていた他の審査委員会の委員長をされていたことが理由である。副委員長の予定を無視して大事なヒアリングを開催したことは、二次審査会の重大な失点である。</p> <p>さらに、コメント用のメモを残していたと講評には書かれていたが、最</p>			

終の評価は 6 人であり、その意見の最終評価への反映はされていない。無視されていると考えられる。

同氏は審査員の中では学校建築の専門家で、学校運営と建築計画の関係を専門にしているため、本プロポーザルにおける役割は非常に大きいことは誰の目から見ても明らかである。その審査員の票が無視されたとすれば、特に今回のようなプロポーザルに於いては、審査の妥当性を揺るがす事実と考えられる。

③工程等に対する提案がなされていない(?)こと

プロポーザルにおいて要求された、コスト削減、並行設計作業、工期圧縮に対する提案があったかどうか、講評等から読み取ることができない。

③-1 コスト削減が難しい

木造校舎の建設費は文科省の統計でも、他構造に比べコスト高になることは明白である。

③-2 並行設計作業が難しい

本プロポーザルに要求される建物の主な要素は 4 つある。校舎、体育館、ランドスケープ、寄宿舎である。これに対し最優秀者の設計チームは 13 社の設計事務所で成り立つが、審査団は「この設計を間に合わせるができるのか疑問である」*2 とマイナス評価をしている。13 もの別々の組織を統率するにはコストや技術、時間がかかり、発注者側の意図を設計に反映させることが困難であることを認識している。

③-3 工期圧縮が難しい

最優秀案は連続的につながる校舎のため、いくつかの施工業者に分離発注することは不可能である。

結論：

審査員団は、以上のように、

1. 最優秀案は作成要領に求められている要求項目（基本計画、要領(1)～(7)）<狭い敷地に要求されているボリュームが入っていない>と提案書で応えていない要領違反であること。

2. <体制の不安定さ>を審査員団が認めながら最優秀評価をしたこと。

3. <木造のコスト増>に対する審査員団側からの改善提案という越権行為をしたこと。

4. <工程等の不安定>工程の提案が未定、並行施工が不可能なこと。

5. <審査員団の不備>副委員長の意見は無視したという五重の違反を犯している。

よって審査が不適切であったと考えられるため、審査は無効であり、委託契約は白紙である。

以上